

大阪大学産業科学研究所計量管理規程

(目的)

第1条 本規程は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）における法律第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得たすべての核燃料物質の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する重要事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理に関する組織及び職務)

第2条 本研究所における核燃料物質の計量管理のために、計量管理責任者を置くものとする。

2 計量管理責任者は、本研究所長が指名する者をもって充てる。

3 本研究所における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行う。

第2条の2 計量管理責任者の業務を補佐するため、計量管理責任者補佐を置くものとする。

2 計量管理責任者補佐は、本研究所長が指名する者をもって充てる。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 本研究所における核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)は、本研究所全体をもって設定し、計量管理は、このMBAを基礎として行う。

2 本研究所のMBAの符合は、KH-Fとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度確認し、記録するものとする。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、核燃料物質が消費、損失等により増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

(事故損失に対する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、そのつど数量を確定し、記録するものとする。

(記録事項及び保存手続)

第7条 計量管理責任者は、第4条、第5条並びに第6条の記録を作成し、作成後10年間本研究所に保存するものとする。

2 前項の記録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBA名
- (4) 供給当事国(日米協定の新旧区分を含む。)
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間本研究所に保存するものとする。

(報告)

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用に関する規則第7条第19項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間経過後1月以内に科学技術庁長官へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

本規程の承認の日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月21日から施行する。